

科学小委員会の今後の検討課題について

令和3年3月2日
日本ユネスコ国内委員会科学小委員会

1. 科学小委員会の所掌

「自然科学並びに人文科学及び社会科学並びにこれらに係る普及活動に関する事項を調査審議すること」（日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程（昭和二十七年文部省令第二十四号））

2. 活動の目標

科学小委員会は、科学の発展及びその知識の共有が、ユネスコ憲章が宣言する国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するという前提に立ち、科学分野に係る国内外のユネスコ活動を通じた科学的な能力構築の推進、及び多様なステークホルダーを巻き込んだ様々なアプローチでの科学的知見の結びつきの強化を目標として審議を行う。

※ユネスコ憲章の前文には、「この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致及び決意している。」と記載されている。

また、ユネスコが自然科学分野で貢献するSDGsとして掲げられている以下の事項に留意し、SDGs達成に貢献するための方策等について審議を行う。

（自然科学分野）

- －科学的及び技術的キャパシティの強化による途上国支援
- －ローカルかつ先住民族の知識システムを含む最も利用可能な知識に基づいた、加盟国が効果的な方針を設計するための援助
- －ユネスコ科学レポート（SDG9）、グローバル海洋科学レポート（SDG14）、国連世界水発展報告書（SDG6）を通じた世界的な進捗分析
- －このほか災害・気候リスク管理等を通じた気候変動（SDG15）、政府間水文学計画（IHP）等を通じた水科学（SDG6）、人間と生物圏（MAB）計画等を通じた生物多様性（SDG13）

（海洋科学分野）

- －海洋技術に関する能力開発やモニタリングを通じた海洋資源の持続的な保護と利用（SDG14）

(人文科学及び社会科学分野)

- －研究方針の結びつきの強化、差別の言及と価値及び権利の醸成、科学的開発によってもたらされる社会の課題のための倫理基準や標準の推進等を通じた持続可能な開発のための平和でインクルーシブ社会の推進等 (SDG16)、国家間の不平等の是正 (SDG10)、インクルーシブで安全、強靱、持続的な居住とまちづくり (SDG11)に関する能力開発、教育 (SDG4)、福祉 (SDG3)、気候変動 (SDG13)

(分野横断的取組)

- －気候変動 (SDG13)、持続可能な都市 (SDG11)、食の安全 (SDG2)、学習機会 (SDG4)、ジェンダー平等 (SDG5)、持続可能な経済発展 (SDG 8)、健康 (SDG 3)

3. 科学小委員会で取り扱う議事

○ユネスコ科学事業について

- ・ユネスコ総会やユネスコ執行委員会に際する科学分野に係る対処方針案の議論
- ・ユネスコの科学事業に関する動きの共有及びその課題や対応策の検討

○ユネスコ登録事業の登録後の活用・普及について

- ・ユネスコ登録事業（科学事業に係るもの）を活用した優良事例の共有
- ・ユネスコ未来共創プラットフォーム事業と連携した、ポータルサイトや地域ネットワークの活用方法についての検討

○科学分野における民間等のユネスコ活動について

- ・民間団体等の科学分野に係る取組を共有し、建議で求めている好事例の共有、好循環を生み出していく仕組みや活動展開についての検討
- ・ユネスコにおける優先分野（ユース、ジェンダー平等など）を意識した活動展開についての検討
- ・周年事業等（ユネスコ加盟 70 周年、持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030）、人間と生物圏（MAB）計画 50 周年等）を契機とした取組の推進についての検討

○科学事業間及び科学分野と教育・文化分野等との連携について

- ・ユネスコにおける科学事業間及び科学分野と教育・文化分野等の連携の在り方についての検討

○科学事業の成果や知識の普及について

- ・ユネスコの科学事業及び我が国における官民の科学分野に係るユネスコ活動の成果・知識の普及についての検討

※特に御意見をいただきたい具体的な視点

- 令和3年(2021年)が、ユネスコ加盟70周年、持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030)の開始年、人間と生物圏(MAB)計画50周年であることに鑑み、海洋リテラシーや生物多様性への意識向上、科学への更なる市民の巻き込みについて、具体的にどのような取組が考えられるか。
 - 第41回ユネスコ総会(2021年11月)において科学に関する勧告が採択されることを踏まえ、勧告についてより関心を高め、普及啓発を行うにはどういったことが考えられるか。
- 考えられうる例：広報(SNS等含む)の充実、若い世代(ユース等)の更なる参画、各地域・全国的・世界的なイベントの活用、他分野の事業における幅広いステークホルダーへの呼びかけなど

(参考) ユネスコ活動の活性化について(建議)における科学関係の記載

- ・2021年から始まる「国連海洋科学の10年」に向けて、持続可能な海洋の保護と利活用における科学の重要性について普及を図ること。また、ESDとの相乗効果が得られるような教育関係者との協力も含め、SDGsの達成に幅広く貢献するよう分野を越えた連携を図ること。
- ・ユネスコが登録・認定を行う(略)、生物圏保存地域(エコパーク)、世界ジオパーク、(略)については、多様な文化が地域創生の資源となるよう、持続可能な地域づくりという観点から教育や観光に積極的に活用することを後押しし、好事例の展開を図ること。
- ・世代や地域を超えて多様なステークホルダーが連携し、ユネスコ活動の未来を共創するプラットフォームの構築を図ること。

(以上)